

北秋田市阿仁花菖蒲園指定管理者募集要項

北秋田市阿仁花菖蒲園条例第3条の規定に基づき、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

1 施設の設置目的

北秋田市の観光施設として、北秋田市阿仁花菖蒲園（以下「花菖蒲園」という。）を、設置する。

2 施設の概要

区 分	内 容
名 称	北秋田市阿仁花菖蒲園
所 在 地	北秋田市阿仁荒瀬字向岱 10 番地 1 及び元屋布 7 番地外
開設時期	昭和 5 4 年 6 月
施設内容	花菖蒲 140 種、426 畝 管理棟 1 棟、トイレ 1 棟、店舗棟 2 棟 無料休憩所 1 棟、仮設ハウス 2 棟
敷地面積	2.7ha

花菖蒲園・緑地広場管理費の実績（過去3年間）

平成 1 5 年度	10,377 千円
平成 1 6 年度	6,159 千円
平成 1 7 年度	7,476 千円

花菖蒲園・緑地広場利用者数及び利用料金並びに株販売代金の実績（過去3年間）

平成 1 5 年度	10,270 人	2,299 千円	1,409 千円
平成 1 6 年度	7,291 人	1,683 千円	953 千円
平成 1 7 年度	6,146 人	1,076 千円	543 千円

* 平成 1 7 年度は花の咲きが遅く 6 日間利用料金を無料としています。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 花菖蒲園の利用の許可に関する業務
- (2) 花菖蒲園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 花菖蒲園の利用の促進に関する業務
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

業務の執行については、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、市の承諾を得て外部委託することができます。

4 指定期間

平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

5 指定管理料

花菖蒲園の指定管理業務に係る指定管理料は、毎年度の予算の範囲内で年4回支払います。

6 利用料金等

花菖蒲園条例第8条に規定する利用料金は指定管理者の収入とします。

指定管理者は植替え等により増やした株を販売した場合は、指定管理者の収入とします。

ただし、販売価格等については、協議事項とします。

7 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細の規定については、指定管理者と市との協議により、協定で定めます。

項 目		指定管理者	市
施設	改築又は大規模修繕		
	修繕	(20万円未満)	(20万円以上)
苦情や要望への対応			
施設の火災保険加入			
利用者に係る保険の加入			
自然災害に係る復旧費		指定管理者と市との協議	
第三者への賠償		指定管理者と市との協議	

指定管理者の故意又は過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失又は第三者への損害は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕又は損害の賠償を行うこととします。

花菖蒲園のサービスに支障がないと市が判断した場合は、修繕を見合わせる場合があります。

8 申請資格

指定管理者の申請ができるのは、秋田県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

ただし、次に該当する団体は申請できません。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体

公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
破産者で復権を得ない者

市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者
又は不正の利益を得るために連合した者

- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - 市長
 - 市議会の議員

9 申請の手続き

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

申請資格を有していることを証する書類

業務計画書

収支計画書

申請者の平成18年度収支予算関係書類

申請者の平成17年度事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

法人にあっては、登記事項証明書

- (2) 提出部数

正本1部、副本5部（コピー可）を提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、申請書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

- (3) 提出期限

平成19年2月5日（月）午後5時15分まで

- (4) 提出場所

北秋田市阿仁支所観光振興課

〒018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町4-1番地1

TEL 0186-82-2117 FAX 0186-82-3505

E-Mail an-kankou@city.kitaakita.akita.jp

- (5) 質問事項の受付

受付期間 平成18年12月28日（木）～平成19年2月5日（月）

受付方法 質問票（別紙）に記入のうえ提出してください。

FAX又はメールでの提出も受け付けます（電話では受け付けません）。

回答方法 FAX又はメールで随時回答します。

- (6) 留意事項

申請は一団体につき一案とします。複数の申請はできません。

提出された書類の内容を変更することはできません。

提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。

事業計画書等の帰属権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

提出された書類については、北秋田市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

申請書類に虚偽の記載があったときは、失格とします。

10 説明会

次のとおり説明会を開催します。参加を希望される者は1月11日(木)まで、「17 お問い合わせ先」までお申し込み下さい。

- (1) 日 時 平成19年1月16日(火) 午後1時30分～
- (2) 場 所 北秋田市阿仁支所第一会議室

11 選定の方法

北秋田市産業部所管施設指定管理者選定委員会において、次に掲げる選考基準に照らしてもっとも適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

(1) 施設の管理運営について

正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的扱いをしないものであること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

日常の安全管理が適切に行われるとともに、緊急時の必要な措置が図られるものであること。

(2) 事業計画について

新たな又は魅力的な提案(自主事業の開催を含む)が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られるものであること。

利用者の意見を施設の管理運営に反映させる手段が盛り込まれていること。

利用者のサービス向上が図られるものであること。

地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。

個人情報の適切な管理のための必要な措置が図られるものであること。

12 選定の時期等

選定委員会は、平成19年2月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知します。

選定された団体については、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

13 協定の締結

市議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、管理費用等の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

14 指定の取消し

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

15 法人税等

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者になる可能性がありますので、市役所税務課にお問い合わせ下さい。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせ下さい。

16 問い合わせ先

北秋田市阿仁支所観光振興課 018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1 TEL 0186-82-2117 FAX 0186-82-3505 E-Mail an-kankou@city.kitaakita.akita.jp
